ISSUE BRIEF

生活保護制度見直しの課題

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 494（SEP.22.2005）

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　生活保護の現状と論点
　１　生活保護の現状
　２　生活保護の論点
Ⅲ　「専門委員会」による見直しの方向
Ⅳ　平成 17 年度生活保護基準の見直し
Ⅴ　生活保護費国庫負担率引き下げをめぐる問題
Ⅵ　おわりに

社会労働課

（伊東雅之）

調査と情報

第４９４号

Ⅰ　はじめに

現行の生活保護法は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的として昭和 25 年に制定された。それ以降、基本的な考え方は変わっておらず、社会保障の最後の安全網（セーフティーネット）といわれ、制度の枠組みもほぼ原形のままである。

しかし、いわゆる「社会福祉基礎構造改革法」の成立（平成 12 年 5 月）に際し、生活保護の在り方について十分検討すべき旨の国会の附帯決議（平成 12 年）が採択された。さらに、社会保障審議会の「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」（平成 15 年 6 月）では「生活保護については、（中略）今後、その在り方についてより専門的に検討していく必要がある」とされ、経済財政諮問会議のいわゆる「骨太の方針 2003」（平成 15 年 6 月）においても「生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する」とされるなど、生活保護をめぐる状況が変化し、その見直しが要請されてきた。そして、生活保護制度の在り方を検討するため、平成 15 年 8 月、社会保障審議会福祉部会に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」とする。）が設置され、その改革の方向を示した報告書が、平成 16 年 12 月に同部会に提出された。

一方、国から地方への補助金廃止や税源移譲を一体で進める「三位一体改革」と関連して、生活保護費の国庫負担率引き下げが論議されている。現在は国の負担率が 4 分の 3 であるが、厚生労働省や財務省は、国の負担率を 3 分の 2 に下げて自治体の自立支援体制の強化を促し、生活保護費を抑制したい考えである。それに対し、地方自治体は、負担を地方に回すだけ、と反発している。平成 15 年度、平成 16 年度ともに議論はまとまらず、平成 17 年度に結論が出されることになっている。

本稿では、以上の点について概観し、生活保護制度の見直しの課題を検討するものである。

Ⅱ　生活保護の現状と論点[1]

1　生活保護の現状

保護率は、多少の上下はあるものの戦後減る傾向にあったが、近年の雇用情勢の悪化

[1]筆者は平成 16 年 10 月に、生活保護行政の現場における人員体制や自立支援対策、現状や問題点を探るために九州地方における生活保護の実態に関する現地調査を行った。巻末にその際の調査結果を参考資料として掲載したので、合わせて参照されたい。

等により平成7年以降は増加傾向にあり、平成15年度には10.5‰となった（図1参照）。

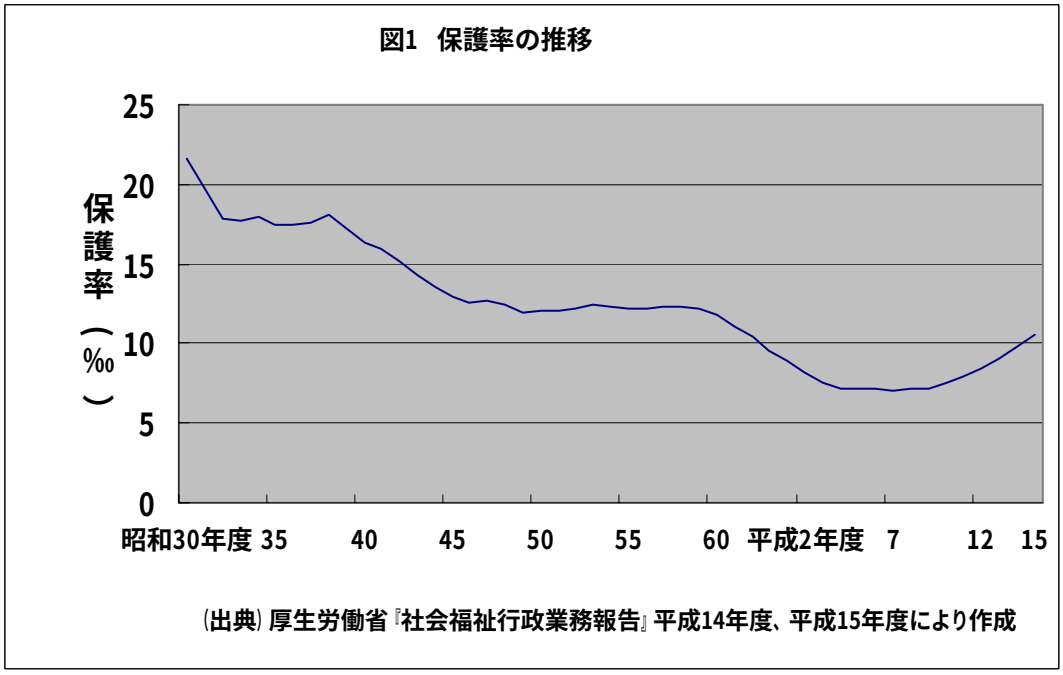

生活保護の現状を最近のデータなどから見ると、平成15年度の1ヶ月平均で、被保護世帯は94万1270世帯、保護率は10.5‰、被保護人員134万4327人である[2]。被保護世帯の世帯類型別内訳は、高齢者世帯43万5804世帯（46.4%）、傷病･障害者世帯33万6772世帯（35.8%）、母子世帯8万2216世帯（8.7%）、その他の世帯8万4941世帯（9.0%）となっている（図2参照）[3]。

高齢化の影響により高齢者世帯の占める割合が高く、そのうち9割近くが単身世帯である[4]。

保護の開始理由は、傷病によるもの（38.6%）、働きによる収入の減少･喪失（20.4%）、急迫保護で医療扶助単給（18.4%）、貯金等の減少･喪失（12.7%）となっている。

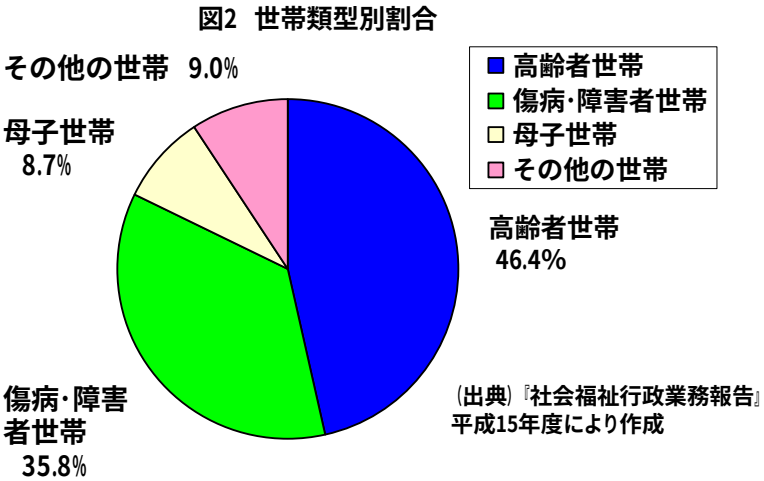

2　生活保護の論点

---

[2] 厚生労働省『平成15年度 社会福祉行政業務報告』pp.32,48,52-53.
[3] 同上,pp.42-43.
[4] 同上

(1)　生活扶助水準の妥当性と加算

生活保護は 8 種類の扶助から成っている[5]。そのうち、生活扶助は、飲食物費、被服費、光熱費など日常生活を営む上での基本的な需要を満たすものである。その水準の妥当性について議論がある一方、その他の扶助や加算も含めると生活保護費が相当な額になり、被保護者の自立を妨げる要因になっているという批判がある[6]。このような意見を背景に、「専門委員会」等で、生活扶助水準は適当であるのか、9 種の加算は必要なものなのかが論点とされている。

(2)　年金との関連

年金制度の一元化に向けた見直し、基礎年金のあり方や最低保障年金創設の提案をめぐる論議の中で、生活保護の水準と年金水準の関係が問題となっている。高齢社会に向けて今後、年金受給者および生活保護を受給する高齢世帯の増加が予想され、公平性の観点も含めて生活保護と年金の関係を考える必要がある。実例を見ると、東京 23 区の 68 歳単身老齢世帯の場合、生活扶助費は月額 80,820 円となり、家賃あるいは地代を支払っている場合には、一般基準で月額 13,000 円以内の住宅扶助が上乗せされて支給される[7]。一方、老齢基礎年金の支給額は 40 年加入の満額でも月額約 66,000 円である。自営業など基礎年金のみの受給者に関しては、保険料を払い続けた人より、無年金で生活保護に頼る世帯の方が収入が多くなる事態が生じている。また、年金が少ないため、生活保護基準額と年金との差額を生活保護に頼る高齢者もいる。厚生労働省は、「公的年金制度（現役時代の収入に見合った保険料の納付実績に応じた年金を、受給時の個々の生活状況に関わりなく一律に支給）と生活保護制度（資産等を活用してもなお最低限度の生活を営めないときに、その不足する部分に限ってのみ税を財源として支給）は、その趣旨・目的が異なり、その水準を単純に比較することはできない」、としている[8]。

(3)　制度の利用しやすさ

現在は生活保護の補足性の原理[9]に従い、利用しうる資産、能力、他法他施策等あら

---

[5] 生活保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 種類がある。また、生活扶助には被保護者の状況に合わせて、妊産婦加算、老齢加算、母子加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算の 9 種類の加算がある。

[6]「主張 生活保護 過剰なばらまきを見直せ」『産経新聞』2003.8.25；また九州現地調査では多人数世帯の生活保護水準の高さや、加算の必要性に対する疑問の声があった。

[7] 「生活保護基準の改定状況」『国民の福祉の動向』厚生統計協会,2004,pp.70-72.

[8] 厚生労働省 HP「第 1 回生活保護制度の在り方に関する専門委員会 資料 2」＜http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0806-6c18.html＞（インターネット情報は以下、いずれも 2005.9.8 現在）

[9] 生活保護は、可能なあらゆる資産･能力その他の手段を活用･利用してその生活の維持に努めることを求め、それでもなお最低限度の生活を維持できない場合に、その不足する部分につき補足的に行われる。これを補足性の原理という。（西村健一郎『社会保障法』有斐閣,2003,p.499.）

ゆるものの活用と、親族の扶養を優先させたうえで、生活保護が必要な人に制度を適用している。資産を使い果たして保護を受け始めるため、いったん保護対象となるとその状態からなかなか抜け出せない傾向にある[10]。また、生活保護を必要としているほど困窮しているのに、厳しい審査により保護が受けられない世帯がかなりある、との指摘もある[11]。生活保護が必要な世帯に有効かつ適切に保護を行い、自立支援対策を強化して早期に保護から脱却するような「入りやすく、出やすい制度」に変えていくことが求められている。

(4) ケースワーカーの体制

ケースワーカーは、生活保護行政の現場で被保護者と直接接触するなど、重要な役割を担っている。専門性を求められる職種にも関わらず、ケースワーカーの 23.8%は現業経験が 1 年未満という状況になっている[12]。最近の被保護世帯の増加により、福祉事務所によってはケースワーカーの数が不足している所もある。平成 14 年度のケースワーカーは全国で 10,847 人だが、社会福祉法 16 条に定める現業員の標準数（市部：被保護世帯 80 に対して 1 人、郡部：被保護世帯 65 に対して 1 人）と比較した場合 858 人が不足している[13]。業務の適切な遂行や自立支援体制の強化のためには、ケースワーカーを質、量ともに充実させる必要がある。

Ⅲ　「専門委員会」による見直しの方向

冒頭でも述べたように、平成 15 年 8 月から社会保障審議会福祉部会に設置された「専門委員会」は、まず平成 15 年 12 月に中間取りまとめを発表し、引き続き平成 16 年 12 月に報告書を取りまとめた。

中間取りまとめは老齢加算について、「現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要

---

[10] 平成 16 年被保護者全国一斉調査では、現に生活保護を受けている世帯の平成 16 年 7 月における平均受給期間は、全国平均 7.7 年であった。
＜http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/05/s0527-9c.html＞
また、九州現地調査では、郡部では公共交通機関が発達していないため自動車は生活に不可欠であり保有要件を緩和してほしいという声があった。巻末資料を参照。

[11] 「変わる社会 貧困生む」『朝日新聞』2005.5.15；中川清「生活保護の対象と貧困問題の変化」『社会福祉研究』83 号,2002.4,pp.32-42.；駒村康平「セーフティーネットの再構築」『週刊社会保障』2208 号,2002.11.4,pp.24-27.

[12] 厚生労働省 HP「第 1 回生活保護制度の在り方に関する専門委員会 資料 2」
＜http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0806-6c15.html＞
また、九州現地調査で対象とした 5 箇所のうち 4 箇所で、ケースワーカーは専門職員が採用されるのではなく、一般職員が異動の一環として配属される体制となっていた。巻末資料中の「ケースワーカーの体制」を参照。

[13] 同上

があるとは認められないため、加算そのものについては廃止の方向で見直すべき」と廃止の方向を打ち出し、平成 16 年度からすでに減額され、平成 18 年度に廃止されることが決定している。

社会保障審議会では平成 16 年の報告書を踏まえた検討が始まっている。同報告書は「利用しやすく自立しやすい制度へ」を基本的視点とし、提言を行った[14]。報告書のポイントとして大きく 3 点が挙げられる。

第 1 に、生活保護基準の妥当性の検証･評価を行い、多人数世帯基準や、母子加算、現行加算制度全体の在り方についての見直しを検討する必要性に言及している。

第 2 に、自立支援の積極的な推進に言及している。自立支援プログラムの策定や自立支援推進体制の構築、高等学校への就学費用を生活保護において対応することの検討、等が挙げられた。生活保護を受給するに至った経緯は世帯により様々であり、これまでの画一的な傾向にあった支援を、個別の事情に応じた支援へと変えていく効果があると思われる。高校就学費用を支給するのは、親に経済力がないために子どもが教育の機会を失って貧しさが引き継がれる「貧困の連鎖」を防ぐための見直しである[15]。保護開始時に保有可能な資産については、保有可能な預貯金を 3 ヶ月分までに拡大すべき、という意見が盛られるなど、要件を緩和して、自立が難しくなる前に早めに生活保護制度を活用し、早めの自立を促す方向を示した。

第 3 に、生活保護行政を担当する職員の質を高めることを提言している。自立支援の強化を実りあるものにするためには担当職員の質･量の充実が欠かせない。ケースワーカーの数を増やすとともに、研修体制の充実や専門職での採用を図る必要があるとした。

報告書のその他の主な内容は下記の表を参照されたい。

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書」の概要[16]

1　生活扶助基準	
(1)評価･検証	生活扶助基準は、低所得世帯の消費支出額を比較して検証･評価した結果、基本的に妥当であった。今後、5 年に一度の頻度で検証を行う必要がある。
(2)設定及び算定方法	①多人数世帯の基準が割高という指摘があり、引き下げの方向で見直す。 ②単身世帯基準は別途の生活扶助基準を設定することを検討。 ③年齢区分の幅を見直す必要がある。
2　加算の在り方	
(1)母子加算	一般母子世帯との消費水準の比較などから、現行の母子加算は必ずしも妥当ではない。現行の一律な給付を、世帯の自立に向けた給付に転換し、支給要件、支給金額、支給名目等を見直す。

[14] 厚生労働省 HP「生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書」
＜http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html＞

[15] この見直しの背景には、平成 16 年 3 月の最高裁判決(福岡市学資保険訴訟)がある。判決は、高校進学が自立に有用とし､生活保護受給者が子どもの高校進学のために保護費を貯金することを認めた。

[16]前掲注(14)より作成

(2)加算全体	加算制度全体の在り方について、他の社会保障制度の動向を踏まえつつ見直しを検討する必要がある。
3　自立支援	
(1)自立支援プログラム	被保護世帯と直接接する地方自治体が、自主性を生かして自立支援プログラムを導入し、積極的に自立、就労を後押しする。プログラムをより実効性のあるものにするために、現行の生業扶助の支給要件を見直し、プログラムに参加している場合には、支援メニューの参加費用も支給できるよう変えることも考えられる。
(2)自立支援推進体制	自立支援プログラムを生かすために、専門的な知識を持つ生活保護担当職員等の確保、育成を行う。実施機関は、自らの部局をはじめ他の関係機関、団体と連携強化を図ることが求められる。
(3)教育支援	被保護世帯の子供が高校へ就学する場合の費用についても、生活保護制度で対応することを検討する。子供が自立、就労するためには高校就学が有効な手段となっており、貧困の再生産を防止することが期待される。
4　資産、能力の活用等の在り方	
(1)稼働能力活用の要件	稼働能力があることをもってのみ保護の要件に欠けると判断すべきではない。年齢、本人の資格･技術、職歴、就労阻害要因等と、これを踏まえた本人の就職活動の状況や地域の求人状況等の総合的評価が必要であり、その客観的評価のための指針を策定することが必要である。
(2)資産の活用	保護開始時に保有可能な預貯金等の額は､現在最低生活費の 0.5 か月分である。この額を拡大することは早期の自立につながりやすくなる。新破産法にかんがみ、最低生活費の 3 か月分とすることも考えられる。
(3)扶養調査	扶養の意思の調査は、夫婦･親子にとどめ、その他の扶養義務者については地方自治体が判断する仕組みとすべきである。
5　制度の実施体制	
(1)財源の確保	国の財政事情等により給付水準や保護の認定･運用のばらつきが生じないようにすべきである。財源確保は、国と地方の役割分担を十分議論したうえで、必要な財源が安定的に確保されることが不可欠である。
(2)組織的取組	実施機関の担当職員の配置不足や経験不足など、質･量の両面で問題がある。担当職員の専門性の確保と向上に努め、組織としてシステム的に業務を実施する体制を作ることが求められる。
(3)広域的取組	小規模のため十分な実施体制がとれない地方自治体に対する支援の在り方や、被保護者の地域的偏在を踏まえた地方自治体間の調整について、より広域的な視野からの対応が必要である。
(4)低所得者対策等施策との連携	生活保護は他の社会保障制度や社会福祉等を補完する関係にある。生活保護の予防、予後策として住宅等に関する低所得者対策や、福祉サービスの充実を図るとともに、これらの施策と密接な連携を図っていくことが求められる。

Ⅳ　平成 17 年度生活保護基準の見直し

「専門委員会」の報告を受けて、平成 17 年度から以下のような見直しが行われている。

(1)　母子加算の見直し

ひとり親世帯においては、子どもが大きくなるにつれて養育に係る手間が減少し、就労可能性が高まり、自立しやすくなる。また高校就学費用の支給が平成 17 年度より始まる。これらを考慮したうえで、母子加算支給の対象となる子どもの年齢要件を 18 歳以下から 15 歳以下へ引き下げる。これにより 16～18 歳の子どもを養育するひとり親世帯は支給対象外になるが、生活水準が急激に低下することのないよう配慮し、3 年かけて段階的に廃止する。15 歳以下の子どもを養育するひとり親世帯については、平成 18 年度以降、自立支援プログラムの定着度合等を見据えつつ、支給要件、支給金額等の見直しを検討する。

(2)　高校就学費用の給付

被保護世帯の自立支援という観点から、平成 17 年度から新たに高校就学費用を給付する。高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付内容とし、その給付水準は公立高校における所要額を目安に設定する。義務教育である小･中学校の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、生業扶助によって支給される。また、授業料、入学金等に関して、各自治体で実施される減免措置が講じられている場合は、生活保護による給付は行わない。

(3)　多人数世帯の基準適正化

生活扶助基準は世帯人員が多人数になるほど割高となることが指摘されてきたが、これを是正する。食費･被服費等、個人単位の経費として支給される第 1 類費については、4 人以上世帯の算定に際して適用する逓減率を 3 年計画で導入する。4 人世帯は 3 年で 5%引き下げ、5 人以上世帯は 3 年で 10%引き下げる。光熱費･家具等、世帯単位の経費として支給される第 2 類費については、4 人以上世帯の基準額を引き下げる。

(4)　若年層の 1 類費用年齢区分の見直し

20 歳未満の若年者について 8 区分に細分化されている 1 類基準について、0～2 歳（乳幼児）、3～5 歳（幼児）、6～11 歳（小学生）、12～19 歳（中学生以上）の 4 区分に簡素化する。

(5)　老齢加算の段階的廃止（2 年目）

老齢加算は平成 16 年度から 3 年間で段階的に廃止することになっており、平成 16 年度に既に減額された。平成 17 年度は段階的廃止の 2 年目で、平成 16 年度に引き続き減額される。

Ⅴ　生活保護費国庫負担率引き下げをめぐる問題

以上見たような生活保護の見直しが行われる一方、平成 15 年 11 月、小泉首相は、三位一体の改革の一環として、平成 16 年度予算編成段階で補助金 1 兆円削減を指示し、厚生労働省には 2500 億円分の削減が割り当てられた。これに対し厚生労働省は、生活保護費国庫負担率を現行の 4 分の 3 から 3 分の 2 に引き下げ、約 1700 億円を捻出してそれに充てようと試みた[17]。厚生労働省が生活保護に目をつけた理由の一つに、生活保護率の地域間格差是正を財務省が求めてきた経緯がある[18]。この引き下げ案に地方自治体は強く反対し、議論を次年度以降に持ち越すこととなった。

平成 16 年に入り、三位一体改革の一環として厚生労働省は再び生活保護費の国庫負担率を引き下げる方針を示し、引き下げ案に対して地方自治体が反対するという構図が続いた。地方六団体は「国と地方の協議の場」（第 5 回：平成 16 年 11 月 9 日）の配布資料で「生活保護費負担金・児童扶養手当給付費負担金の負担率引き下げは、三位一体改革とは無関係な、単なる地方への負担転嫁であり、絶対、行うべきではない。」と強く反発した[19]。また、指定都市市長会は「生活保護費の国庫負担率引下げに関する緊急要望」を発表し、負担率引き下げに反対した[20]。地方自治体の反対によりまたもや結論は先送りとなった。平成 16 年 11 月 26 日に政府･与党が合意した「三位一体の改革について」では、生活保護･児童扶養手当に関する負担金の改革について「地方団体･関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する」こととされた[21]。

地方自治体が生活保護費補助率引き下げに反対する理由としては、主に以下の点が挙げられる[22]。

①生活保護は国が責任を持って行うべきであり、補助率引き下げは負担を地方に押しつけるものである。

②三位一体の改革は地方自治体の独自性や創意工夫を促すことが目的であるが、補助率の引き下げを行っても地方の自由度は高まらず、三位一体の改革の趣旨に沿うもので

---

17 この経緯については次に挙げる記事を参照 「生活保護費/児童扶養手当 補助金を 1900 億円削減」『毎日新聞』2003.11.28；「生活保護 国負担カット」『毎日新聞』2003.12.8；「三位一体改革 補助金 1 兆円削減決着」『産経新聞』2003.12.11.

18 平成 15 年度の保護率は、都道府県別にみると、最高の北海道で 19.7‰、最低の岐阜県で 1.8‰と、10 倍以上の開きがある。(『平成 15 年度 社会福祉行政業務報告』pp.52-53.)

19 全国知事会 HP「「国と地方の協議の場」（第 5 回）の開催について 追加配布資料 4」より＜http://www.nga.gr.jp/upload/pdf/2005_6_y07.PDF＞

20 指定都市市長会 HP＜http://www.siteitosi.jp/opinion/h16_10_13_04.pdf＞

21 経済財政諮問会議 HP「三位一体の改革について」
<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/1126/item2.pdf>

22 厚生労働省 HP「第 1 回生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会 資料 5」より＜http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/s0420-7e.html＞

はない。

③地方負担を増やすことで保護率を下げる動機付けが働くという考えがあるが、保護率は社会的要因、経済的要因に左右される。保護率の地域差が見られるのは、地方自治体の努力の差によるものではなく、地域の失業率や歴史的背景など構造的要因によるものである。

平成 17 年に入り、厚生労働省は 4 月 20 日に「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」を設け、生活保護費国庫負担率の再検討が始まった。月 1~2 回議論し、平成 17 年秋までの取りまとめを目指す。協議会に先立ち、4 月 18 日に総務大臣と地方六団体の会合が持たれたが、地方六団体は「生活保護費の国庫負担率引き下げは断じて認めない」と文書で申し入れた[23]。国庫負担率引き下げに対する地方の反発は強く、検討は難航する可能性が高い。国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する、という生活保護の趣旨に鑑み、国と地方の双方が納得のいく形で決着をつけることが望まれる。

Ⅵ　おわりに

「専門委員会」の報告書に基づく見直しは、制度の仕組み全体に及ぶものではなく、暫定的に緊急の課題を整理した側面が強い[24]。制度全般の抜本的な見直しとともに、扶養義務の範囲や資産保有の範囲、現行の扶助体系と給付方法など、個別の問題も今後の検討課題として残されている。年金との関係など、生活保護は他の社会保障と密接に関連している。生活保護の果たす役割について、社会保障全体の枠組みを考慮に入れたうえで議論を進める必要がある。

---

[23] 全国知事会 HP「今後の地方財政のあり方等について」（総務大臣と地方六団体会合資料）＜http://www.nga.gr.jp/upload/pdf/2005_4_x75.pdf＞

[24] 岩田正美「被保護者の自立を支援する制度に見直し」『週刊社会保障』2321 号,2005.2.21,pp.34-35.

九州各地の生活保護の実態（平成 16 年 10 月実施の現地調査による）

	福岡市	福岡県田川保健福祉環境事務所	大分市	鹿児島市	鹿児島県姶良福祉事務所
保護世帯数	17,195 世帯	5,429 世帯	4,092 世帯	6,905 世帯	1,131 世帯
保護率	18.21‰ （平成 16 年 7 月時点）	103.8‰ （平成 16 年 8 月時点）	13.60‰ (平成 16 年 9 月時点)	17.79‰ （平成 16 年 8 月時点）	9.41‰ （平成 16 年 8 月時点）
地域の特徴	九州の中心都市で、日雇い労働者など被保護者になる可能性の比較的高い層が多い。	炭鉱閉鎖を機に保護世帯が増え、現在もその後遺症で全国でも有数の保護率である。	全国の大都市や九州の他の主要都市に比べ保護率は低いが、近年は上昇傾向にある。	日雇い労働者など生活保護を受ける可能性の比較的高い層が多く、周辺市町村からも流入しやすい。	地域のつながりが残っているため生活保護に頼らない世帯も多い。高齢者世帯の増加により保護率は上昇傾向にある。
ケースワーカーの体制	一般職員が配属される。	一般職員が配属される。	一般職員が配属される。	一般職員が配属される。	一般職員の中で社会福祉主事の資格保有者が配属される
特徴ある自立支援策	・ハローワーク OB を嘱託で採用し、就労支援。	・職業安定所への同行訪問、面接指導。	・就労意欲の高い保護者に重点援助。 ・職業安定所への同行訪問。	・特定の会社と提携して年に数人パートとして雇用の場を確保。	・職業安定所への同行訪問。 ・面接指導、服装指導。
現場から見た生活保護制度の論点	・年金と生活保護水準の関係。	・多人数世帯の生活保護水準や、各種加算の妥当性。 ・公共交通機関が未整備な地域における自動車保有条件。	・各種加算の妥当性。 ・生活保護の認定基準。 ・自立支援体制。	・多人数世帯の生活保護水準や、各種加算の妥当性。	・多人数世帯の生活保護水準や、各種加算の妥当性。 ・公共交通機関が未整備な地域における自動車保有条件。